

入居者募集のご案内と
電子申請による申込みについて

堺市特定公共賃貸住宅

入居者募集のご案内について

- 堺市では、特定公共賃貸住宅の入居者を先着順で随時受付けています。
- 詳細は堺市営住宅管理センターの特定公共賃貸住宅についての[ホームページ](#)に掲載している特定公共賃貸住宅の入居者募集のご案内をご確認ください。
- 特定公共賃貸住宅の入居者募集のご案内についてのしおりを次の場所で受け取ることができます。
 - ・堺市営住宅管理センター
 - ・堺市役所 高層館3階 市政情報センター
 - ・堺市役所 高層館14階 住宅管理課
 - ・堺市 各区役所 市政情報コーナー
- 堺市ホームページ内に下記リンクのとおり特定公共賃貸住宅についてのページがあります。[堺市特定公共賃貸住宅（中堅所得世帯向け）について](#)
- 申込み方法について
 - ・電子申請による申込み
電子申請による申込みの後に資格審査があります。
本資料2ページ目の電子申請による申込みについての項目をご確認ください。
 - ・堺市営住宅管理センター窓口での申込み
受付時間は月～土曜日9時から18時まで（ただし、年末年始12月29日から1月3日までは除く）。
申込書と資格審査書類持参が必要になります。詳しくは、堺市特定公共賃貸住宅入居者募集のご案内のしおり2ページをご確認ください。
- 申込者の資格
 - ①国内に住民登録されている方（外国人も含む）。
 - ②自ら居住するための住宅を必要とする方。
 - ③独立した生計を営んでいる方。
 - ④現に同居されている親族か、または同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者及び入居申込者、又は同居予定者とパートナーシップの関係である旨の宣言をした者を含む）がある方。ただし、単身者が申込みできる住戸もありますので、詳細は堺市営住宅管理センターにお問い合わせください。
 - ⑤所得基準に適合する方。
堺市特定公共賃貸住宅入居者募集のご案内のしおり 10～11ページの計算による結果、世帯所得月額が158,000円以上487,000円以下の方。
 - ⑥申し込みをしようとする方（同居者含む）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 申込みにあたっての注意事項
 - ・申込みは、1世帯1住戸に限ります。
 - ・申込書 その他 提出書類に虚偽の記載があったときは失格となります。
 - ・家族を不自然に分割したり、又は合わせて申込みことはできません。（夫婦を分割しての申込みなど）ただし、単身赴任や離婚訴訟中など、申込みができる場合もありますので、詳細はお問合せください。
 - ・入居の際は、申込書に記載の全員が速やかに生活の本拠を移し、住民票を当該住宅に移してください。

